

秩父市シルバー人材センター 通信シルバー秩父

令和3年9月号

令和3年8月末
会員数 719人

新型コロナウイルスに 関わる 情報

8月2日に3回目の緊急事態宣言が出され、9月30日まで延長されています。不要不急の帰省や旅行など県をまたぐ移動をできるだけ控えること、中でも含めた不要不急の外出や移動の自粛、特に午後8時以降の外出自粛、路上や公園での集団飲酒などリスク高い行動の自粛が県から県民への要請となっています。

就業を見合わせることをお願いします。また、就業前には必ず体温を計り、発熱・倦怠感・咳・のどの違和感などの体調不良の場合は就業を交替等してもらい、かかりつけの病院などにご相談いただき、不要不急の外出を控え、状況に応じて「新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」
（※電話 0570-7831770（24時間対応））に相談ください。
コロナウイルスに関していろいろな情報が飛び交います。日々感染対策を行い、ご自身、身近な方が感染した場合は、専門家の指示による適切な対応をお願いします。
また、その場合は事務局にも必ずご一報ください。

参考

コロナウイルス検査が陽性となってしまった場合、その患者の感染力がないと判断し、仕事等に復帰のためのWHO（世界保健機関）の指針（2020前半）

「発症日より、10日間（無症状の場合は検査日より10日間）経過し、かつ症状軽快後72時間以上経過した場合。」

厚生労働省もこの基準に則り

隔離解除の期間を設定していて、発症後10日間（または検査日より10日間）を自宅待機間と定めています。

会員ラジオで語る

地元ラジオ局（ちちぶエフエム）で会員が、PRを行いました。活動内容紹介、会員募集等語っていただきました。

8月4日には、総務委員会根岸康雄会員が、入会説明会、就業体験事業を通じ会員の入会促進を図っていること、理事の吉澤はつみ会員は、フレイル予防教室を通じて会員募集を語りました。

9月8日には、農園班の打木晃会員が、農園事業の紹介について語りました。当日は埼玉県シルバー人材センター連合から、取材を兼ねて担当者の参加もありました。

10月以降も定期的に会員に語っていただきます。出演を希望される方がいらっしゃいましたら事務局までお声がけください。

ドライバードック

中止のお知らせ

例年10月、11月に行っていたドライバードックですが、今年

も昨年に引き続きコロナ感染防止のため中止とさせていただきます。会員の皆様には引き続き安全運転をお願い申し上げます。事業委員会

配分金には消費税が含まれています!!

3月の通信でお知らせしていますが改めてお知らせします。

センターでは、就業に関する発注者への請求は内税方式で行っております。

発注者さんへの請求の内訳は、「会員さんの就業に対する配分金」「一定の基準より定められた交通費」「配分金に対する定められた事務費及び作業に対してかかった材料費」となっております。これらもすべて内税として消費税を含んだ金額となっております。

センターでは、納税事業者としてこれらの収入に対して税務署に消費税を納付しております。会員の皆さんも、同様に消費税法上では、「事業者」となっており、納税の義務が生じておりますが、課税売上額（配分金等の証明額）が100万円以下であるため、免税事業者となっております。

しかし、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。これにより会員が受け取る配分金・材料費等に係る消費税の扱いについても変わっていきます。現時点ではまだ不明な点があるため、制度がはっきりした時点又は、全国シルバー人材センター事業協会から方針が示された時点で、改めてお知らせいたします。

新会員紹介

次の方たちが新しく仲間になりました。（敬称略）

六月 高橋 睦

七月 大平巴代子 笠原 充

八月 関根 博

竹内喜久 若林伸吉

藤波俊雄 栗原昭二

就業報告書の提出について

会員の皆さんがシルバーとの契約で行った就業の報告は、会員本人が記載し、発注者の確認（発注者のサイン及び確認印）、を得たうえで、就業報告書の提出をしてください。（発注者の確認が重要です）。就業報告書は、会員にお支払いする配分金の計算の基礎となります。仕事の完了後速やかに持参または郵送で

提出をお願いします。報告書がない場合は、配分金の支払いが遅れることがあります。複数の会員で就業している場合は、会員同士相談の上、人数分まとめて提出いただいても結構です。

適正就業について

入会説明会で、「シルバー人材センターのご案内」をお配りしています。改めて、少しずつご案内していきます。詳細は、シルバー人材センターのご案内をご確認ください。

◎用語

シルバー人材センター

高齢者の雇用の安定等に関する法律（高齢法）第44条の指定を受けたシルバー人材センター連合およびシルバー人材センター連合の会員のシルバー人材センター（秩父市等）を言います。

会員

シルバー人材センターに入会し、就業機会の提供を受けることを希望する高齢者を言います。

請負

当事者の一方が仕事を完成することを約し、相手方その仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約して行う行為を言います。

（シルバー会員の基本的な働き

方となります。会員は、センターから提供された仕事を完成し、センターと発注者との契約に基づき、会員はセンターから配分金を受け取ります。）

派遣

自己の雇用する労働者を、その雇用関係のもとに、かつ、他人の指揮命令を受けて、その他人のために労働に従事させることを言います。

（発注者からの指揮命令が必要な業務のため、請負で対応できない仕事の提供となります。）

料金

発注者が、シルバー人材センターに、請負、委任、派遣の対価として支払う報酬、職業紹介の手数料を言います。

配分金

シルバー人材センターが、会員に、請負、委任、派遣の対価として支払う報酬を言います。

シルバー人材センターは、「高齢者の方が定年後、活躍する場を作ろう」という動きの中で生まれたものです。高齢者の定年退職後、仕事をしたい、というニーズがあり、しかもそれは普通の仕事だけではなく、「社会貢献をした」という、ある意味レベルの高いニーズです。仲間

や社会とのつながり、しかもそれが収入にもつながる、それがシルバー人材センターの本質です。

シルバー人材センターが会員に提供する業務は、臨時的かつ短期的または軽易な業務となっています。その上限等は「シルバー人材センターのご案内」に記載がありますが、以前「目安として月3〜4日程度活動できればいいのでは」と示されたこともあります。また、シルバー会員に対する仕事及び金銭の保証はありません。

シルバー会員の活動に様々な制限はありますが、会員一人ひとりが広告塔、責任ある就業姿勢、責任ある地域貢献、の積み重ねでシルバーは成り立っています。

夏の終わりに

ようやく、夏の暑さも過ぎ去りホッとする毎日ですね。夏の疲れが出ている方もいるのではないのでしょうか。

朝、晩はめっきり涼しくなってきました。体調には十分気を付けて、今後も活躍されますよう願います。

